

地域代表世話人会設立に関する覚書

25.9.2

神奈川県隊友会

1 地域代表世話人会

- (1) 地域代表世話人とは、隊友会の趣旨に賛同し、神奈川県隊友会に入会された特別会員の内、幅広い人脈・社会的地位及び豊富な見識を持って、県内各地で活躍しておられる地域を代表する特別会員をいう。
- (2) 地域代表世話人会（以下「本会」という。）は、県隊友会の相談役、県会長・副会長及び地域代表世話人をもって構成する。

2 本会設立の目的

神奈川県隊友会は自衛隊と国民とのかけ橋として活動しているが、その活動を更に幅広く進化させるため、本会は、県内における防衛意識の普及高揚・地元自治体の防災事業等に貢献するとともに、自衛隊が実施する各種活動を支援することを目的とする。

3 本会の組織・運営

本会は県隊友会の活動を補完するものであり、本会の組織・運営は次により柔軟に行う。

- (1) 県隊友会規則第15条に基づき、支部の規模に応じ、各支部に1～3名の地域代表世話人を置く。
- (2) 地域代表世話人は、各支部長の推薦を受け、県会長がこれを委嘱する。
- (3) 本会に会長1名、副会長1名を置き、それぞれ地域代表世話人の中から互選によりこれを選出する。
- (4) 地域代表世話人会は、毎年一回開催するものとする。
- (5) 本会の事務連絡・議事進行等は、県隊友会事務局長がこれを行う。

4 実施事項

- (1) 県会長及び各支部長は、特別会員に対し、自衛隊・隊友会に係わる各種イベント等の計画を積極的に情報提供するものとする。
- (2) 各支部長は、平素から支部の地域代表世話人と積極的に連携・交流する。
- (3) 地域代表世話人は、県隊友会と地方自治体・民間とのかけ橋の要として活動するとともに、特別会員の勧誘・増強等に協力するものとする。
- (4) 自衛隊の現状理解を更に深めていただくため、県隊友会は、特別会員を対象とする年一回程度の部隊研修旅行を計画するものとする。

以上